

平成22年10月26日

ピープルファースト東久留米

小田島 栄一

知的障害者の見守り支援について

知的障害者の見守りが少ないのでもっと入れてほしいとおもいます。家のそうじやでんきゅうのたまを取りかえるとき介護者にてつだつてもらう。エアコンやテレビがつかえなくなったときは介護者に見てもらいます。家のとびらがはずれた時なおしてもらいたいです。家の足りないものをかいに行くときにいつしょにかいに行く。家のまわりのそうじや、家のところでさわぐと大家さんに家をでてくださいと言われるので、ときどきあやまります。介護者がいるのといいのとではだいぶ違つてていくので、何かあったときは介護者に言つてもらうことです。何かこわしたときも介護者といつしょにあやまりに行きます。

知的障害者の移動介護が少ないので、身体障害者と同じように移動介護（重度訪問介護）を入れてもらいたいです。どこかに行くとき、キップを買うとき、わかりやすくしてくれる人がいたらしいと思います。

会議の場所に行って、むずかしい話があつたらそばで支援者に教えてもらいたいです。

介護保険の1じかんはんではじかんがたりないので何もできません。

だれでも障害があるひとには、(愛の手帳が) 3ど4どでも1ど2どの人とおなじようにつかえるようにしてください。

今年の7月に精神病院から出てケアホームで生活しているMさんの例

(Mさんは58歳男性、愛の手帳4度、障害程度区分2。精神病院で約35年間、途中数年間は入所施設で生活していた。制度上は平日昼夜ピープルファーストの生活介護と就労継続支援B型に通所、土日移動支援、夜間ケアホームという形だが、下記のような部分で見守りが必要なためほぼ1対1での対応になっている。)

電話 夜中や朝方何時でも思いついたら電話をかけてしまう。間違え電話も多い。

タバコ 落ち着かないときは特に本数が増える。火の始末が危険。

CD 日中や夜眠れない時にCDを聞くとするが、操作がうまくできないと壊されたと思つてCDラジカセを叩いたり、CDを投げたりする。

- 探し物** 自分の部屋で探し物が見つからないと、タシヌの引き出しを全部引っこ張り出して部屋中に物を散ら乱させてしまう。
- 外出時** 何か思いつくと昼でも夜でも外に1人で出て行ってしまい、転んで怪我をしたり部屋に戻れなくなることがある。通所の時間も転びやすいので近くでの見守りが必要。
- 自傷?** 転んでできた足の傷口を手でいじったり、壁にぶつけて傷口を大きくしてしまう。
- お金** 介護者が止めなければCDや食べ物などどんどん買ってしまう。

Mさんは2DKのマンションで別の利用者と一緒にアパートで生活しているため、もう1人の利用者に朝早く起きられてしまうというような問題もあり、もし長時間利用できる介護制度があればアパートでの自立生活(1人暮らし)の方が望ましいと思います。

アパート1人暮らしをしているHさんの例
(Hさんは、39才男性で愛の手帳2度、障害程度区分6、日中は生活介護に通所、土日夜間はヘルパーを入れて生活。行動支援155時間、身体介護15時間、家事援助175時間)
Hさんはいわゆる身体介護、家事援助、移動支援以外にも下記のような部分で、常時の見守りを必要としています。

- 食事** どんどん口に入れて喉に詰まらせてしまうことがある。
- タバコ** 1日2~3箱。指に火傷をすることがとても多い。
- お金** 財布のお金が足りないとコンビニの店員から言われても強引にタバコを買おうとする。
- 外出** 後落ち着かない時は、介護者とピーチルラーストの事務所に遊びに行く。
以前1人で出かけて帰れなくなり警察の人にも頼んで2日間探したことがある。
- 服薬** 精神科の薬を多く飲んでいるが、寝る前の薬を飲むタイミングが合わないと、頭は冴えて眠れず、体はふらふらした状態になってしまふ。
- 就寝** 介護者とうまくコミュニケーションが取れて安心している時は比較的よく眠れるが、調子が悪いときは2、3時間で自覚めてしまうことが多い。

- MさんやHさんが地域で生活していくためには下記のような介護や支援が必要です。
- ①排泄、入浴、着替え、服薬等の身体介護。
 - ②買い物、食事、洗濯、掃除、整理整頓等の家事援助。
 - ③買い物や外食、余暇活動等の移動支援。
 - ④上記①~③を含めた見守り支援。

知的障害者の中には行動援護の対象になる重度の人に加えて、中軽度の障害でも常時の見守りが必要な人が少なくありません。

又、知的障害者が施設や病院、親元から出て自立生活(1人暮らし)をする場合、現状のように身体介護、家事援助、行動援護、移動支援というように細かく分かれている介護制度は非常に使いにくくなっています。

従って「重度訪問介護」のように身体介護、家事援助、移動支援、見守りを含んだ介護類型を知的障害者も利用できるようにすることが必要だと考えます。

(「重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、食事や排泄等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出時における移動中の介護が、比較的長時間に渡り、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。」(平成18年10月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」)